

情報提供処理票電子化に係る情報提供依頼書

1 件名

廿日市市情報提供処理票電子化に係る情報提供依頼（R F I）

2 目的

廿日市市（以下、「本市」という。）では、「廿日市市D X（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画」に掲げる「基本方針2 サステナブル・スマートシティの推進」において、デジタル社会にふさわしい持続可能な未来社会の姿を形成することとしています。

この基本方針を推進する手段の一つとして、本市に寄せられる道路や公園等の情報をデジタル技術を活用して電子化し、その情報を蓄積・活用することで、事後保全中心の施設管理から状態監視保全型の施設管理へ移行すること目指しています。

今回のR F Iでは、事業者の皆さまから幅広く情報収集を行い、より効果的な情報の蓄積・活用方法の検討に活用させていただくことを目的としています。

3 現在の状況

（1）システム

現在、本市ではシステムを導入していません。

市民から寄せられた情報は、市民情報提供処理票（別紙1）によりその情報が記入され、調査結果・対応結果及びそれに関連する資料（写真や権原資料など）を付して紙保存しております。

なお、市民情報提供処理票に記入した内容のみ市民情報提供処理票一覧（別紙2）としてデータ保存しています。（全件ではありません）

（2）対象件数

令和6年度実績では、約1,400件の情報提供処理票が作成されており、基本的にはこの全てが対象件数となります。

過年度の情報提供処理票についても、電子化の対象としています。

（3）ユーザー数

道路や公園等の維持管理を所管する部署の職員約40名（本庁・支所含めて）が情報提供処理票を作成・供覧しています。

将来的に、他部署にも利用が広がりユーザー数が増加する可能性があります。

4 情報提供を依頼する内容

(1) 回答書（別添 様式2）

各項目に記入してください

(2) 見積書

初期導入経費及び2年目以降のサービス利用経費を明記してください。

(3) サービスのカタログや紹介資料

最新のものを提供してください。

(4) その他、有用な情報・資料

5 提出期限

令和7年6月2日（月）正午まで

提出は、回答書（様式2）を「7 提出先及び連絡先」に記載のメールアドレス宛に送付してください。

件名は「廿日市市情報提供処理票電子化に係るRFIへの回答（貴組織名）」としてください。

6 RFIに関する質問

(1) 令和7年5月22日（木）正午まで

RFIに関する質問は、件名に「廿日市市情報提供処理票電子化に係るRFIへの質問（貴組織名）」と記載し、質問書（様式1）を「7 提出先及び連絡先」に記載のメールアドレス宛に送付してください。

(2) 質問への回答方法

質問への回答は、令和7年5月28日（水）頃ホームページ上に公開します。

（質問者名は公開せず、質問内容と回答のみ公開します）

7 提出先及び連絡先

廿日市市建設部維持管理課 施設管理係 担当 片岡、中田

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電話番号 0829-30-9173（直通）

電子メール ijikanri@city.hatsukaichi.lg.jp

20MBを越える場合は受信できない可能性がありますので、事前にご相談ください。

8 提出いただいた情報等の取扱いについて

- ・本R F Iは、情報提供処理票電子化について広く情報を得るための手段として実施しているものであり、契約を前提としたものではありません。
- ・情報提供いただいた組織に対し、後日、資料等の内容について照会又は追加資料の提出、説明会の実施、実証実験の依頼等を行う場合があります。
- ・本R F Iに要する費用を本市に請求することはできないものとします。
- ・提出いただいた資料は返却しません。
- ・提出いただいた資料は、情報提供処理票電子化の検討のみに使用し、断り無く第三者への提供を行いません。